

2025 年度 (令和 7 年度)

自 2025年(令和 7 年) 4月 1日
至 2026年(令和 8 年) 3月 31日

事業計画書

社会福祉法人 地 の 星

社会福祉法人地の星

「本部」

1 法人基本理念

〈共に生き、寄り添う支援〉

社会福祉法人地の星は、その前身であるベロニカ苑の創設理念を継承し、キリストが弱い立場の人々に寄り添ったように、ハンディを持つ人々と共に生き、一人ひとりのかけがえのなさと人間としての尊厳を大切に、すべての人が安心して平和に暮らすことができる地域社会づくりに貢献します。

2 スタッフの行動指針

- 1、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、人権を守ります。
- 1、それぞれの可能性を信じ、個性や主体性を大切にします。
- 1、市民の一員として、社会参加・経済活動ができるよう積極的に支援します。
- 1、利用者とスタッフは、人間としての上下関係がなく、共に日々活動します。
- 1、スタッフは、それぞれの専門性向上と自己点検を怠らず、研鑽に励みます。

（注）スタッフとは、地の星で働く全職員です。

3 2025 年度の方針

＜魅力あふれる事業所を目指す＞

- (1) 法人理念に沿って、一人ひとりの利用者及びスタッフが生きがいを感じ、日々安心して過ごせる場所づくりを目指します。
 - ① スタッフは共に歩む仲間として情報を共有し、利用者の声なき声に耳を傾けます。
 - ② 利用者支援に必要なマニュアルを理解し、日々の活動に活かします。
 - ③ 虐待防止・防災・感染症等の委員会はスタッフが主体となり、その中で立場の違う者同士の意見交換を活発に行います。
- (2) 環境に最大限配慮した生活を目指します。
 - ① 整理・整頓・清掃・清潔を保ち、習慣にすることを利用者・スタッフで共有します。
 - ② 物品購入に際しては、熟慮し最終処分まで考えて物品を選びます。
- (3) 社会福祉法人として、社会的責任（地域や社会への貢献）があることを自覚していきます。
 - ① ドライバー中心で行っている買い物支援送迎車「くらちゃん号」の理解を法人全体に広げていきます。
 - ② 地の星独自の地域貢献（ふれあいコンサート以外）を知恵を出し合い考えます。
- (4) 感染症発生や災害への備えのため積立てを行います。
 - ① ベロニカ苑ともの会への理解を深めていきます。
 - ② 長期的な積立ができるよう考えます。

(5) 情報発信を大切にし、透明性のある法人運営を行います。

① 広報の専門委員会を設置し、ホームページ及び広報誌発行を遅滞なく行います。

4 スタッフの定着支援及び新規採用を推し進めます。

① 各種加算を申請・取得しスタッフ賃金引き上げに努めます。

② 職場環境（適正な仕事量や休憩時間及び場所の確保など）の充実を図り、安全衛生委員会を設置します。

③ スタッフが中心となる「求人」や「働きやすい職場づくり」を考える委員会を設置します。

5 理事会、評議員会の開催

<評議員選任解任委員会>

・4月18日（金）10：30～

<理事会>

・6月6日（金）決算理事会

・6月21日（土）定時評議員会終了後開催

・11月14日（金）上半期事業報告・決算

・2026年3月13日（金）2026年度事業計画及び資金収支予算

・必要に応じて臨時理事会を開催。

<評議員会>

・6月21日（土）定時評議員会（2024年度決算評議員会）、次期理事監事選任

・11月28日（金）上半期事業報告・決算

・2026年3月27日（金）2026年度事業計画及び資金収支予算

「虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会」

人権保護の観点から虐待防止と適切な対応を図ることを目的として設置する。

法人内で発生した虐待と疑われるような事例に関しては、速やかに検証し、再発防止に繋げる。

※数年来、虐待防止委員会は研修形式で開催していたが、2022 年度より「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」として開催。

開催日・・・年4回（6月、9月、12月、3月）

構成員・・・各事業所スタッフ代表者で構成

内容

- ①虐待防止チェックリストの実施、及びモニタリング（フィードバック）
- ②「身体拘束等の適正化のための指針」の整備
- ③研修の企画、実施

この委員会で検討した内容に関しては、各事業所へ持ち帰り、周知していく。

また、研修は看護師、ドライバーなどの専門職含め、全スタッフ対象とする。

研修内容：身体拘束に関する事、権利擁護、アンガーマネジメント

意思決定支援、事例検討など

<身体拘束等の適正化のための指針>

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人地の星（以下、「本法人」という。）は、障害者（障害児）虐待防止法の目的を理解し、利用者に安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、最上のサービス提供を目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組んでいく。本法人は以下の方針を定め、全職員に周知徹底する。

- ① 身体拘束は廃止を基本方針とする
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしない
- ⑤ 責任者でケアの本質を考える
- ⑥ 身体拘束を行わない為の創意工夫を忘れない
- ⑦ 利用者の人権を最優先に考える
- ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- ⑨ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑩ やむを得ない状況でも、利用者・ご家族に丁寧な説明を以って身体拘束を行う
- ⑪ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず「身体拘束ゼロ」を目指す

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

本法人において虐待防止及び身体拘束適正化を目的として「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を組成する。委員会のメンバーは管理者、サービス管理責任者、主任、その他必要と認められるものとする。委員会の開催は年1回以上とし、以下について検討協議を行う。委員が必要と認める場合、随時招集（開催）する。

- ① 障害者（障害児）虐待・身体拘束に関する規定及び虐待防止マニュアル等の見直し
- ② 発生した身体拘束の状況・手続き・方法について検討し、適正に行われているか確認
- ③ 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合、慎重に調査し検討及び対策を講じる
- ④ 虐待防止研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者に対して尊厳のあるケアが行われているのか検討

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ① 新任職員採用時には、事故発生防止、虐待防止 と併せて身体拘束等の適正化に関する研修を実施する
- ② 年間研修計画に基づき年1回以上、身体拘束適正化に関する研修を行う

4. 事業所内で発生した身体拘束等に関する基本方針

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みである。サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為は行わない。

※障害者虐待防止法及び児童虐待防止法において身体的虐待に該当する行為

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限する為にミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限する為に介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意志で開ける事の出来ない居室などに隔離する

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

※やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いことが要件
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件

※やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

② 本人・家族への十分な説明

③ 必要な事項の記録

(その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など。)

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は事業所内に掲示すると共に、ホームページに掲載しご利用者及び家族、全ての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

(1) 身体拘束をしないサービスを提供していく為に、責任者で以下の点について十分に議論し、共通認識を持ち取り組む。

① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。

② 事故発生時の法的責任の問題回避の為、安易に身体拘束などを行っていないか。

③ 利用者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。

④ 障害の有無により、安易に身体拘束を行っていないか。

⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束を必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。

(2) 身体的拘束廃止をきっかけに「より良いケア」の実現を目指す。

言葉による拘束（スピーチロック）にも配慮して、利用者本位の真心と優しさのこもった「より良いケア」を実現する。

<リスクマネジメント会議>

- ・ 法人内で発生した事故、ヒヤリハットについて、情報収集及び分析、再発防止を目的とする。
- ・ 隔月に各事業所の会議で行い、常にリスクマネジメントを意識した支援に繋げる。
- ・ 重大な事故が発生した時には臨時開催し、速やかに再発防止に繋げる。
- ・ 小さな事故でも必ず報告書を作成。報告書は次のリスク（再発防止）で備え、毎日のフロアミーティング及び各事業所の会議にて周知する。

「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」

1 趣旨

この委員会は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を講じるために設置する。感染症対策の強化に向け、委員会を定期的を開催し、予防及びまん延防止措置、研修会を企画する。その内容について、スタッフに周知徹底を図る。

2 指針

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染・食中毒を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を整備するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守る。

- ・地の星における、感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応や、感染予防対策体制を確立し、安全にサービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルに沿って適正な感染対策の取組みを行う。

3 開催日時

3ヶ月に1回定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等には必要に応じ随時開催する。

- ① 委員会：5月、8月、11月、2月
- ② 研修：年2回
- ③ 訓練：年2回

4 構成員

衛生管理者、管理栄養士、看護師、各事業者の代表スタッフ

5 内容

感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会	
感染対策義務化による必要な取り組み	利用者支援に関する必要な取り組み
・「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」の開催 ・指針の整備(平常時・発生時) ・研修(講師による研修等) ・訓練 ・新規採用者研修	・支援現場での具体的な感染症対策への課題確認

「防災及び緊急時対策委員会」

防火管理者や各事業所の代表スタッフを中心に防災及び災害時等の対応について定期的に検討する。訓練の充実、マニュアル及びBCPを整備する。又、二次避難所としての役割や要配慮者対応を強化し、地域連携を通じて実効性のある防災体制を整備していく。多様化する災害リスクを念頭に、利用者・職員・地域住民の安全を守ることを目的とする。

<委員構成>

防火管理責任者 各事業所代表スタッフ 総務スタッフ

<内容>

1. 多様な災害対応訓練の実施（地震、火災、台風、大雪、2次災害を想定）
2. 二次避難所としての要配慮者避難計画の整備（障害者、高齢者、乳幼児対応）
3. 防災用品や非常食の在庫を効率的に管理。（Excelで備蓄を管理・更新）
4. 安否情報共有（スマートフォンアプリやPCアプリによる情報共有訓練）
5. 地域連携の強化（自治体や近隣施設との合同訓練の実施）
6. 利用者及び職員の防災教育（映像による教育と実践的な訓練の推進）

<開催日>

- ・4月 7月 10月 1月 他状況に応じて開催する（災害が発生した時など）

<防災計画>

1, 基本目的・基本方針

- ・毎月防災訓練を実施し、あらゆる災害パターンを想定し、適切に避難ができるよう実践的なものとしていく。
- ・建物内の5つのS（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）に努め、災害時に利用者・スタッフ・関係者がスムーズに避難できるようにする。
- ・町田市主催の訓練等を通して連携し、情報交換などを行い、二次避難所としての役割を担えるように体制を整えていく。

(1) 防火管理者を中心に、防災活動に努め、非常時に備える。

- ・非常用備蓄用品を防災倉庫に備蓄し、防災訓練日に使用期限や入れ替えなど、備品のチェックを行う。
- ・定期的に防災、避難訓練を利用者、スタッフが共に行い、常に防災の意識をもって情報を共有する。
- ・年度内に一度総合防災訓練※を実施し、東日本大震災の教訓を生かす。
※総合防災訓練とは、大規模災害時の帰宅困難を想定し、全利用者家族の迎えやスタッフの防災備品取り扱いを兼ねた訓練を指す。

(2) 災害の際は、町田市の二次避難施設として、施設利用者だけでなく、近隣の障害者、高齢者、乳幼児など要配慮者が優先的に避難できる施設作りをする。

- ・近隣福祉施設「まちだ正吉苑」、近隣自治会（鹿島自治会）と協力体制を強化し、非常時に社会福祉法人（福祉施設）として役割を担えるようにする。

(3) スタッフ各自、非常時の任務（担当）を熟知しておく。

- ・自衛消防隊の編成と任務、日常の火災予防の担当者と日常の注意事項を熟読しておく。

2, 防災訓練予定日程 （下記の日程で弁天橋公園まで避難）

- ・毎月 15 日に実施
- ・年度内に一度、総合防災訓練を実施する。訓練後の夕方、スタッフによる簡易担架を使った搬送訓練や、水消火器を使った消火訓練を実施する。

3, 他

- ・日頃から防災用品他、衛生用品の確保を行い災害時に備える。
- ・備蓄用品の情報収集を行い、有事に備え確保できるよう努める。
- ・BCP（事業継続計画）に添い、防災上安全に行われるように、防災マニュアルを参考に普段から防災に関する意識をもって協力し合い業務にあたるようにする。

「研修計画」

＜法人内研修＞

1， スタッフ全体研修（6月）

内容：①法人理念や行動指針の理解 スタッフとしての姿勢
②マニュアルの見直し
③各事業所打合せ

2， スタッフ全体研修（2月）

内容 ①法人理念や行動指針の理解 スタッフとしての姿勢
②外部研修報告
③次年度の方針
④各事業所打合せ

3， 虐待防止及び身体拘束、感染症対策及び食中毒まん延防止研修

内容 ①年1回以上実施
②虐待防止及び身体拘束は施設長、サビ管中心で行う
感染症対策及び食中毒まん延防止は衛生管理者中心で行う
②サポカレの動画視聴や講師から学び、委員会でフィードバックができるようまとめる

＜外部研修＞

1， 理事長及び管理者の推薦、または本人希望により東京都社会福祉協議会等主催の研修に派遣する。オンラインでの研修も含める。
研修報告書は1週間以内に提出する。

2， 資格取得のためのスクーリングや自主的な研修への参加は自己研鑽として認め、業務に支障がない限り勤務配慮を行い、参加できるようにする。

*研修欠席者は、後日記録を基に各責任者が講師として、個別に研修を実施する。
実施後、感想報告書を提出する。

*スタッフが参加できるように勤務を配慮する。

*リスクマネジメント研修は、発生時及び起こり得るリスクの検証等を各事業所会議で行う。

「 2025年度 地の星 年間予定表 」

公休123日

4月				5月				6月				7月				8月				9月										
		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり						
1	火	始業式	始業式		1	木				1	日	休日 教会販売			1	火				1	金				1	月				
2	水	経営会議	経営会議	経営会議	2	金				2	月				2	水	経営会議	経営会議	経営会議	2	土	休日	休日		2	火				
3	木			責任者会議	3	土	祝日	祝日		3	火				3	木			責任者会議 神社前誕生会	3	日	休日	休日 教会販売		3	水	経営会議	経営会議	経営会議	
4	金				4	日	祝日	祝日 教会販売		4	水	経営会議	経営会議	経営会議	4	金				4	月				4	木		責任者会議		
5	土	休日	休日		5	月	祝日	祝日		5	木			責任者会議	5	土	休日	休日		5	火				5	金		つばき誕生会		
6	日	休日	休日 教会販売		6	火	振替休日	振替休日		6	金	理事会			6	日	休日	休日 教会販売		6	水	経営会議	経営会議	経営会議	6	土	休日	休日		
7	月				7	水	経営会議	経営会議	経営会議 神社前誕生会	7	土	休日	休日		7	月				7	木			責任者会議	7	日	休日	休日 教会販売		
8	火				8	木	バン会議		責任者会議	8	日	休日 教会販売	休日		8	火				8	金	健康診断	清風園販売 健康診断	健康診断	8	月				
9	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	9	金		清風園販売		9	月				9	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	9	土	休日	休日		9	火	皆勤賞			
10	木	皆勤賞 バン会議	給料日		10	土	休日	休日		10	火	皆勤賞	給料日		10	木	皆勤賞 バン会議	給料日	つばき誕生会	10	日	休日 教会販売	休日	ひかり誕生会	10	水	施設連絡会	施設連絡会 給料日	スタッフ会議 施設連絡会	
11	金		清風園販売		11	日	休日 教会販売	休日		11	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	11	金		清風園販売		11	月	祝日	祝日		11	木	バン会議			
12	土	休日	休日		12	月		給料日		12	木	バン会議			12	土	休日	休日		12	火		給料日		12	金		清風園販売		
13	日	休日 教会販売	休日		13	火	皆勤賞			13	金		清風園販売		13	日	休日 教会販売	休日		13	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	13	土	休日	休日		
14	月				14	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	14	土	休日 スタッフ研修	休日 スタッフ研修	スタッフ研修	14	月				14	木	皆勤賞 バン会議			14	日	休日 教会販売	休日		
15	火	防災訓練	防災訓練		15	木	防災訓練	防災訓練		15	日	休日	休日		15	火	防災訓練	防災訓練		15	金	防災訓練	防災訓練		15	月	祝日	祝日		
16	水	サビ管・主任会 議			16	金				16	月	防災訓練	防災訓練		16	水	サビ管・主任会 議			16	土	休日	休日		16	火	防災訓練	防災訓練		
17	木				17	土	休日	休日		17	火				17	木				17	日	休日	休日		17	水	サビ管・主任会 議			
18	金				18	日	休日	休日		18	水	サビ管・主任会 議			18	金				18	月				18	木				
19	土	休日	休日	ひかり誕生会	19	月				19	木				19	土	休日	休日		19	火				19	金				
20	日	休日	休日		20	火				20	金				20	日	休日	休日		20	水	サビ管・主任会 議			20	土	休日	休日		
21	月	イースター	イースター	イースター	21	水	サビ管・主任会 議			21	土	休日 理事会・ 評議員会	休日		21	月	祝日	祝日		21	木				21	日	休日	休日		
22	火				22	木	町田荘			22	日	休日	休日		22	火				22	金	ペロニカ苑 まつり	スタッフ会議		22	月				
23	水	スタッフ会議			23	金		スタッフ会議		23	月				23	水	スタッフ会議			23	土	休日	休日		23	火	祝日	祝日		
24	木	町田荘販売 防災委員会	防災委員会	防災委員会	24	土	休日	休日		24	火				24	木	防災委員会 町田荘	防災委員会	防災委員会	24	日	休日	休日		24	水	スタッフ会議			
25	金		スタッフ会議		25	日	休日	休日		25	水	スタッフ会議			25	金		スタッフ会議		25	月			神社前誕生会	25	木	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	
26	土	休日	休日		26	月				26	木	虐待防止委員 会、町田荘	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	26	土	休日	休日		26	火				26	金	町田荘	スタッフ会議		
27	日	休日	休日		27	火				27	金		スタッフ会議		27	日	休日	休日		27	水	スタッフ会議			27	土	休日	休日		
28	月				28	水	スタッフ会議			28	土	休日	休日		28	月				28	木	感染症対策委 員会、町田荘	感染症対策委 員会	感染症対策委 員会	28	日	休日	休日		
29	火	祝日	祝日		29	木	感染症対策委 員会	感染症対策委 員会	感染症対策委 員会	29	日	休日	休日		29	火				29	金	お疲れ様会	お疲れ様会		29	月				
30	水	お疲れ様会	お疲れ様会		30	金	お疲れ様会	お疲れ様会		30	月	お疲れ様会	お疲れ様会		30	水				30	土	休日	休日		30	火	お疲れ様会	お疲れ様会		
					31	土	休日	休日							31	木	お疲れ様会	お疲れ様会		31	日	休日	休日							
・18日(金)～25日(金)細菌検査 ・GH個人面談				・707別家族会(ペロニカ苑) ・GH個人面談 ・風タビオラ開店記念セール				・707別家族会(ペロニカ苑) ・GH交流会				・自治会等イベント参加(ペロニカ苑、ペロニカ苑Ⅱ)				・自治会イベント祭参加(ペロニカ苑、ペロニカ苑Ⅱ)				・自治会等祭参加(ペロニカ苑、ペロニカ苑Ⅱ) ・GHグループ外出 ・GH総合防災訓練										
・18日(金)評議員選任解任委員会				公休9日				公休11日				公休9日				公休11日				公休10日										

「 2025年度 地の星 年間予定表 」

公休123日

10月				11月				12月				1月				2月				3月									
		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり			ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり					
1	水	創立記念日 経営会議	創立記念日 経営会議	創立記念日 経営会議	1	土	休日	休日		1	月				1	木	冬期休暇	冬期休暇		1	日	休日	休日 教会販売		1	日	休日	休日 教会販売	
2	木			責任者会議	2	日	休日	休日 教会販売		2	火			ひかり誕生会	2	金	冬期休暇	冬期休暇		2	月				2	月			
3	金	4F日帰旅行			3	月	祝日	祝日		3	水	経営会議	経営会議	経営会議	3	土	冬期休暇	冬期休暇		3	火				3	火			
4	土	休日	休日		4	火				4	木			責任者会議	4	日	休日	休日 教会販売		4	水	経営会議	経営会議	経営会議 神社前誕生会	4	水	経営会議	経営会議	経営会議
5	日	休日	休日 教会販売		5	水	経営会議	経営会議	経営会議	5	金				5	月				5	木			責任者会議	5	木			責任者会議
6	月				6	木			責任者会議	6	土	休日	休日		6	火				6	金				6	金			
7	火				7	金				7	日	休日	休日 教会販売		7	水	経営会議	経営会議	経営会議	7	土	休日	休日		7	土	休日	休日	
8	水	施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	8	土	休日	休日		8	月				8	木	パン会議		責任者会議	8	日	休日 教会販売	休日		8	日	休日 教会販売	休日	
9	木	パン会議		神社前誕生会	9	日	休日 教会販売	休日		9	火				9	金		清風園販売		9	月				9	月			
10	金	皆勤賞 3F日帰旅行	清風園販売 給料日		10	月		給料日		10	水	施設連絡会	施設連絡会 給料日	スタッフ会議 施設連絡会	10	土	休日	休日		10	火	皆勤賞	給料日		10	火		給料日	
11	土	休日	休日		11	火	皆勤賞			11	木	皆勤賞 パン会議			11	日	休日	休日		11	水	祝日	祝日		11	水	皆勤賞 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会
12	日	休日	休日		12	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	12	金		清風園販売		12	月	祝日	祝日		12	木	施設連絡会 パン会議	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会	12	木	パン会議		スタッフ会議
13	月	祝日	祝日		13	木	パン会議			13	土	休日	休日		13	火		給料日		13	金		清風園販売		13	金	理事会	清風園販売	
14	火				14	金	理事会	清風園販売		14	日	休日 教会販売	休日		14	水	施設連絡会	施設連絡会	スタッフ会議 施設連絡会 つばさ誕生会	14	土	休日 スタッフ研修	休日 スタッフ研修	スタッフ研修	14	土	休日	休日	
15	水	防災訓練 サビ管・主任会議	防災訓練	防災訓練	15	土	休日	休日		15	月	防災訓練	防災訓練		15	木	防災訓練 皆勤賞	防災訓練		15	日	休日	休日		15	日	休日	休日	
16	木			神社前誕生会	16	日	休日	休日		16	火				16	金				16	月	防災訓練	防災訓練	神社前誕生会	16	月	防災訓練	防災訓練	
17	金	2F日帰旅行			17	月	防災訓練	防災訓練		17	水	サビ管・主任会 議			17	土	休日	休日		17	火				17	火			
18	土	休日	休日		18	火				18	木				18	日	休日	休日		18	水	サビ管・主任会 議			18	水	サビ管・主任会 議		
19	日	休日	休日	神社前誕生会	19	水	サビ管・主任会 議			19	金		スタッフ会議		19	月				19	木				19	木			
20	月			神社前誕生会	20	木				20	土	休日	休日		20	火				20	金		スタッフ会議		20	金	祝日	祝日	
21	火				21	金		スタッフ会議		21	日	休日	休日		21	水	サビ管・主任会 議		神社前誕生会	21	土	休日	休日		21	土	休日	休日	
22	水	スタッフ会議			22	土	休日	休日		22	月			つばさ誕生会	22	木				22	日	休日	休日		22	日	休日	休日	
23	木				23	日	休日	休日		23	火				23	金		スタッフ会議		23	月	祝日	祝日		23	月			
24	金		スタッフ会議		24	月	祝日	祝日		24	水	障園祭 虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	24	土	休日	休日		24	火				24	火			
25	土	休日	休日		25	火				25	木		クリスマスミサ		25	日	休日	休日		25	水	スタッフ会議			25	水	スタッフ会議		
26	日	休日	休日		26	水	スタッフ会議			26	金	お疲れ様会	お疲れ様会		26	月				26	木	感染症対策委 員会、町田荘	感染症対策委 員会	感染症対策委 員会	26	木	虐待防止委員 会、町田荘	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会
27	月				27	木	感染症対策委 員会、町田荘	感染症対策委 員会	感染症委員会、 ひかり誕生会	27	土	休日	休日		27	火				27	金	お疲れ様会	お疲れ様会		27	金	評議員会	スタッフ会議	
28	火				28	金	お疲れ様会 評議員会	お疲れ様会	神社前誕生会	28	日	休日	休日		28	水	スタッフ会議			28	土	休日	休日		28	土	休日	休日	
29	水				29	土	休日	休日		29	月	冬期休暇	冬期休暇		29	木	防災委員会 町田荘	防災委員会	防災委員会						29	日	休日	休日	
30	木	防災委員会 町田荘	防災委員会	防災委員会	30	日	休日	休日		30	火	冬期休暇	冬期休暇		30	金	お疲れ様会	お疲れ様会							30	月			
31	金	お疲れ様会	お疲れ様会							31	水	冬期休暇	冬期休暇		31	土	休日	休日							31	火	お疲れ様会	お疲れ様会	
・自治会等参加(ペロニカ苑・ペロニカ苑Ⅱ) ・GH個人面談 ・GHグループ外出				・GH個人面談 ・GHグループ外出				・クリスマス会(GH)								・個人面談(ペロニカ苑) ・ともの会総会				・個人面談(ペロニカ苑)									
公休9日				公休12日				公休11日				公休12日				公休10日				公休10日									

「給食・栄養管理」

- 1、利用者の皆さんにとって1日で一番楽しい時間であることを大切にし、食事のマナーにも気を配りながら、おいしく美しい盛り付けでゆったり食事ができる環境にする。
- 2、栄養バランスはもちろんのこと、新鮮かつ安全な食材料を使い季節感溢れる献立作りをし、毎月の選択食やバイキングなど自分で選ぶ楽しさも体験できるようにする。
- 3、加工食品や添加物をなるべく使わず、素材の味を生かした調理を心がける。
不足しがちな野菜を多く取り入れられるよう、献立を工夫する。
- 4、家族会時、ご家族の試食会を行い、アンケートを実施する。
利用者の皆さんにも行事食を中心に食べたい献立のリクエストをお願いする。
- 5、グループホーム・ショートステイの食事は、地の星厨房で調理した栄養バランスの摂れた食事を提供する。
厨房で冷たい食事は10℃以下、温かい食事は20℃以下に冷まし、食缶に入れて配食している。
また、夕食の表面温度を厨房とグループホームで記載し衛生管理を徹底している。
- 6、温かい物はあたたかく、冷たい物はつめたく食事提供が出来るように、今後検討を行っていく。
- 7、ベロニカ苑で製造しているパンをランチで提供していく。年4回程度提供できるよう、パン製造スタッフ及び給食会社レパストと相談し、実施していく。

月	行事食	献立配慮	旬の食材	備考
4	入苑式お祝い イースター	・春の食材を取り入れる ・年度初めに改めて食事のマナー（手洗い・姿勢・箸の使い方）を見直す。	菜の花、キャベツ さくら、たけのこ 山菜、いちご、玉ねぎ	お祝い会食
5	端午の節句		キャベツ、たけのこ 山菜、キウイ、かつお	
6		・食中毒の発生しやすい時期なので食品の身の回りの衛生に注意をはらう。	じゃがいも、えんどう豆 たまねぎ、ごぼう アスパラガス	
7	七夕 土用の丑の日	・暑さに負けないよう、食欲が落ちない工夫をする。 ・水分を十分に補給してさっぱりとした食べやすい食事を取り入れる。	きゅうり、トマト オクラ、レタス、なす ピーマン、とうもろこし	
8	終戦記念日	・夏野菜を取り入れる。	きゅうり、トマト、なす オクラ、レタス、スイカ ピーマン、とうがん	

9	秋分の日	・ひきつづき食中毒の発生しやすい時期なので食品衛生に注意する。	秋なす、ぶどう あなご、なし、さんま かぼちゃ	
10	創立記念日 ハロウィン	・秋の旬の食材を多く取り入れる。	さつまいも、さんま いわし、さば、りんご かき、くり、きのこ	
11			新米、れんこん さといも、さつまいも ねぎ、きのこ、かき	
12	冬至 クリスマス 仕事納め	・寒さに負けないよう体を温める献立を取り入れる。 (煮込み、冷めにくい料理)	ほうれん草、りんご みかん、だいこん ぶり、ブロッコリー	降誕祭会食
1	春の七草 鏡開き 新年のお祝い	・ボリュームのある食事を取れるように工夫をする。 (のっぺい汁や豚汁など)	だいこん、はくさい れんこん、ごぼう りんご、みかん、かぶ	
2	節分 バレンタインデー	・冬野菜や根菜類を多用する。	いわし、春菊、かぶ いちご、チンゲン菜 こまつな	
3	ひな祭り ホワイトデー 春分の日		わけぎ、いちご いよかん、さくら 菜の花、新玉ねぎ	

「健康管理」

- 1、利用者一人ひとりが、心身ともに健康で気持ちよく過ごせることを大切にする。
- 2、各年1回、利用者・スタッフともに細菌検査、定期健康診断を実施する。
(利用者定期健診は町田市誕生日月健診を利用)
また、歯科衛生指導、歯科医師検診も実施し、必要に応じたケアの促進を図る。
- 3、感染症予防対策として、地の星感染症対策マニュアルに沿ったスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
看護師が各フロアをラウンドし、利用者の健康状態を把握し適宜処置を行う。又、月1回、嘱託医の巡回時に、その時々状況に応じた助言を受け、対策を実施する。
- 4、37.5℃以上の発熱があるときは登苑・出勤を禁止し、医療機関の受診を促す。
- 5、利用者に発熱等の症状が見られたら、迎えを依頼し帰宅する。帰宅できる状況が整うまでは隔離するなど、他者との接触を制限する。
スタッフは速やかに帰宅する。
- 6、衛生用品及び防護服、必要物品を常時確保する。嘔吐物処理時はゾーニングを行い、二次感染しないよう対策を講じる。
- 7、感染症罹患者が発生した場合は、厚生労働省、東京都及び町田市の指針に従い、適切な対応をする。感染の状況に応じ、町田市に報告、連絡、相談を行う。
- 8、健康面の課題を管理者及び看護師・栄養士・衛生管理者で多角的に検討し、生活面の改善や医療との連携を図る。
又、感染症等に適切に対応するため、「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会※」を設置し、マニュアルや指針、BCPの整備、研修、訓練を実施する。
※【感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会】
ベロニカ苑、ベロニカ苑Ⅱ、ひかり、のぞみ、地の星なんでも相談室、たいむ、総務部の各代表者、管理栄養士、看護師により構成。
- 9、内服薬の管理、マニュアルに沿った与薬（ダブルチェック等）を徹底し、誤与薬を防止する。
- 10、ご家庭や各グループホーム等各関係機関と連携し、健康の維持促進を図る。

生活介護

「ベロニカ苑」

2025 年度重点目標

- (1) 利用者が選択し楽しめる機会を増やす。
- (2) 縦横の情報共有（報告・連絡・相談）を確実に行之い、業務の円滑化を図る。

1、生活介護 ベロニカ苑 基本方針

- (1) 法人の理念（共に生き、寄り添う支援）に沿って利用者一人ひとりを尊重し、自立した日常及び社会生活を営むことができる支援をする。排泄・食事など個々に必要な介助や創作、生産活動の支援を行う。また、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を提供し、社会人としての自覚、働く喜びが高まるように支援する。
- (2) 利用者個々に応じた個別支援計画の作成と支援の手順書を作成・更新する。行動指針を守り、それぞれの気持ちや思いを汲み上げ、必要な支援を明確にして、日々の生活が豊かになるように努める。
また、日々の振り返りを行い、支援の在り方やスタッフ間での情報共有を図る。
- (3) 生産活動は、パン製造・販売、受注作業を継続して実施し、全ての利用者に充実した作業を提供する。そして、「物を作る・売れる喜び」を感じられるよう努める。利用者工賃は、収益を工賃規程に沿って支給する。
- (4) 感染症対策として定時に館内換気を行う。また、療育的活動やレクリエーション等で、共用で使用するマイクや楽器、ボール等の消毒を実施する。
- (5) 利用者の心身の健康状態をご家族と情報共有する。看護師及び主治医からのアドバイスを受け、早期治療や休養ができるようにする。

2、生活環境

スタッフは、一人ひとりの個別支援計画と支援の手順書を基本に、利用者が快く過ごすことができるよう統一した支援を行う。

防災、清掃の環境整備や、言葉遣いなどの基本的な姿勢を再度徹底し、安心安全な生活が送れるように努める。

- (1) 自己表現 ミーティング当番や活動、行事で個々の役割を体験し、主体性・自立性を高めていく。
- (2) 生活習慣 掃除当番や昼食後の食器の片づけや手洗い歯磨きなどの日常的なことを自分で行なえる力、姿勢を身につけていく。

3、行事

- (1) 日帰りバス旅行
- (2) ベロニカ苑まつり
- (3) ベロニカ苑降誕祭

※上記3つの行事については利用者の会を開催し、利用者と開催内容を決めていく。

4、利用者の会

利用者の意見、希望を募る場として、また利用者の自己主張する力を高める機会として、週に1回（または隔週）開催し、利用者が主体となって話し合えるよう支援する。特に行事については、この会をもって利用者の意見を把握する。

5、家族の会

年間計画に沿ってフロア別家族の会を開催し、ご家族・ご関係者に活動の様子等を報告する。また、個別支援計画の作成やモニタリングなどその他必要に応じた個人面談も行う。

6、防災及び危機管理計画

毎月、災害時に備え避難訓練を行う。避難できるグループ編成を作成し、利用者の把握に努め、災害を想定した環境を整える。避難行動を自分で行える姿勢を身に付けていく。また、年に一度、総合防災訓練を実施する。

7、苦情受付

より良いサービスを目指し、苦情対応規程に基づき、利用者やご家族からのご意見、苦情等を受け、事業や支援に反映する。

8、年間の行事

利用者の社会経験の幅を広げ、日常の活動とは異なる体験を楽しみ、仲間やボランティアとの触れ合いを深めることができるよう、年間の予定に沿い多様な行事を開催する。

9、スタッフ会議、研修

よりよい支援を提供できるよう、情報の共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図るためスタッフ会議を開催する。

専門職としての技能技術を研鑽するため、法人理念やスタッフの行動指針に基づき、利用者の重度化や高齢化への対応など重点的な支援課題を研修テーマとする。

また、自ら必要な知識などが習得できるよう研修に積極的に取り組む。

10、見学、実習、研修などの受入れ

今後の利用に向けた実習や、特別支援学校等の在学生の体験実習を受け入れる。社会福祉法人の社会貢献の一環として学生や社会人の福祉実習、及び介護等体験を受け入れる。

11、ボランティアの受入れ

利用者との交流や知的ハンディのある方への理解を深めていただくことを目的として、積極的に受け入れる。

【主な活動】

療育的活動

2 階	<u>創作活動</u> ・ 季節に応じた飾りや貼り絵、イラストを制作し壁画やカレンダーを作成する。多くの利用者が関わり楽しめる活動を提供する。 <u>室内レクリエーション</u> ・ 月 2 回カラオケ、卓球、ダンス、紙芝居、DVD 鑑賞、体験型ゲームを日替わりで行い、一人ひとりが主体となり楽しむ機会を提供する。 ・ 週 1 回、光や音などの心地よい感覚刺激(スヌーズレン)を提供し、リラックスしながら自分自身の時間を過ごせるようにする。 <u>外出レクリエーション</u> ・ 車でドライブやウォーキング、公園で運動するなど気分転換と身体を動かす機会を提供する。 ・ 感染症に配慮し、少人数で図書館や公共施設を利用する機会を設ける。
3 階	<u>創作活動</u> ・ 1 階に飾る壁画作品や、季節や行事に応じた作品を制作します。 ・ 多くの利用者が楽しんで参加出来るよう、創意工夫をしています。 ・ 作品作りを通して利用者とスタッフがコミュニケーションを深め、協調性を養う。 <u>室内運動</u> ・ 映像や音楽・ストレッチボール等を用いて、楽しみながら体を動かす機会を提供します。また、運動が苦手な方にも楽しんで参加できるプログラムを工夫する。 <u>室内レクリエーション</u> ・ 季節に合わせた紙芝居鑑賞、ゲームや DVD 鑑賞等を行い、楽しく過ごせる時間を設ける。 ・ 音や光などを用いたスヌーズレンを行い、利用者がリラックスできる時間・環境を提供する。 <u>外出レクリエーション</u> ・ ウォーキングやドライブを行います。又、図書館や公共施設の利用の機会を設ける。 ・ リフレッシュ活動の一環として飲み物を購入し楽しめる時間を設ける。 ・ 公園で、ボール遊びや縄跳びなどを取り入れ、体を動かす機会を設ける。

	<u>音楽</u> ・映像の音楽に合わせて歌やダンスを楽しむ。 ・自分で演奏し、音を出す楽しみも大切にする。 ・いろいろなジャンルの曲にふれる機会を提供し、興味の幅を広げる。 ・感染症対策の為、楽器使用前後はアルコール消毒を行う。
4階	<u>創作活動</u> ・一人ひとりの個性が発揮できるよう、イベントに応じた工作、フロア内の飾り作りを行う。 ・利用者の会でテーマを決め、地の星 1F に飾る壁画を制作する。 <u>ウォーキング</u> ・毎日を健康に過ごせるよう年齢や体力に配慮しながら取り組む。 ・公園などでリフレッシュできる活動を提供し、体力維持を図る。 ・寒暖差のある日は、活動中だけでなく、活動後も体調管理に注意を配り。安全第一として、相性や特性を考え支援する。 <u>ドライブ</u> ・雨の日や暑い日、寒い日でも、外出することで気分のリフレッシュを図ります。換気を徹底し感染症対策にも努める。 ・リクエストがあれば、より楽しめるようドライブのルートとして取り入れる。 <u>室内レクリエーション</u> ・音楽映像鑑賞 ジャンルや世代を超え、様々な音楽や映像を提供し鑑賞する。また、紙芝居や読み聞かせ、椅子を使用した運動なども取り入れる。(週 2 回) <u>美化活動</u> ・フロアの清掃を行います。利用者、スタッフ共に清潔な空間で過ごせるよう、一緒に綺麗にする。特に年末は新年を意識できるよう、丁寧に清掃を行う。 (週 1 回)

*外活動ガイドラインについては、環境省における暑さ指数（WBGT）を基に行う。

生産活動（個別支援計画に沿って、全フロア各利用者に合った活動に参加する）

パン・焼き菓子の製造、販売	・国産小麦を使用した、デポーの商品基準に適應する安心で安全なパン・菓子を製造、販売する。 ・パン作業に興味のある利用者は厨房で作業を体験してもらい、参加できる利用者が増員できるようにする。 ・製造だけではなく材料の買い物や納品などに多くの利用者が関われるように努める。 ・新作パンを定期的に開発し、商品に変化をつける。 ・利用者と作ったパンの種類を増やし販売を行っていく。 ・第2日曜日はカトリック町田教会で販売する。 ・町田荘に月1回納品に行き、毎月新作パンを提供する。 ・スタッフは業務内容を共有、確認事項を遵守し、信頼を得られる製品を継続して提供する。また、業務の効率化が出来るよう努める。 ・光熱水費や物価高騰の為、経費節減に努めオープンを使用しない（皆勤賞、お疲れ様会など）の商品作りも行う。 ・在庫管理を徹底する。 ・厨房内の清掃を徹底する。
広報・チラシ配布	<u>広報折り</u> ・地の星で作成した広報誌を二つ折りや三つ折りにする作業を行います。折った物をページ毎に組み込む作業等を分担して行う事により、多くの利用者が関われるよう支援します。第三種郵便用の封筒作りも封筒の線書き・カット作業・印鑑押し等と工程を細分化し、多くの利用者が関われるように支援します。 <u>広報配布</u> ・町田市役所や近隣の学校や地域などへの配布作業を行います。施設外で外部の方との関わりを増やすことで、利用者にとって社会参加の一環になるようにしていきます。
受注作業	<u>ショッパー折り</u> ・ポストに投函しやすいように四つ折りにする。また作業が難しい方でも道具を使って折り目を付けるなどスタッフと一緒にいき、多くの利用者が関われるようにする。チラシがある時は一緒に折り込みます。 <u>ショッパー配布</u> ・1,680部を10コースに分け火曜～金曜に配布します。南大谷周辺や総合体育館近辺等、遠方の配布には車でいきます。 - 夏場は体調面などに配慮し、「外活動ガイドライン」に沿って配布します。 - また、利用者2～5名、スタッフ1～3名の少人数のグループで配布し安全に努めます。事前に投函してはいけない箇所をチェックし、配布中は利用者の動きに注意します。

	<u>段ボール組み立て</u> ・コンポー株式会社の下請け作業。パソコン部品発送用の段ボール製の仕切りの組み立てを行い、毎月 2,000 個を目標に納品できるようにする。 ※受注先の良い関係を維持し、絶えず仕事を任せてもらえるよう努める。また作業が難しい方でも組み立て作業ができるようにスタッフと一緒にいき、多くの利用者が関われるように努める。 <u>畑</u> ・NPO 法人南ファームの畑を借り、肥料を入れや土作り、野菜の収穫などの体験が出来る機会を設ける。
自主制作 作業	・皆勤賞の紙袋は、パン、パウンドケーキ、クッキー用を作成する。パン販売時に購入しやすい大きいサイズの紙袋を新たに作成する。育てている多肉植物を、小分けにし販売する。 ・切り絵やベロニカ苑カレンダーは毎年好評の為、販売する。 ・利用者とスタッフは固定し、週に 1 回作成を行う。

・自立活動

心身の安定を目的とし、自立的な活動（他人から必要以上に干渉されことなく、本人のペースで行う作業）を取り入れ、個別支援計画に明確に記載して実施する。

例）編み物、紙ちぎり、折り紙、パズルなど

・地域公益活動（美化パトロール）

恩田川沿いを中心にゴミ拾いを行い、地域の清掃活動を実施する。また、地域の方と挨拶を行い防犯活動としての役割も担っていく。

・小行事

七夕、ハロウィンなど、季節に応じた行事を各フロアで実施。内容を利用者の会で決定し、希望に応じて、買い物や外食も行う。

外活動ガイドライン

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活環境の目安	ショッパー配布	美化パトロール	外出レクリエーション
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で起こる危険性あり	車両を使用する。30分以上の炎天下を避け、木陰や車内で水分補給・休憩をとる。途中で利用者・スタッフともに交代。	中止。 車両を使用した外出レクリエーションに変更。車外は20分程度の短時間とし、水分補給をとる。	車外は炎天下を避け、20分程度の短時間とし、水分補給をとる。
厳重警戒 28～31℃		30分以上の炎天下を避け、木陰で水分補給・休憩をとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。
警戒 25～28℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性あり	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	通常通り実施。
注意 24℃以下	強い生活活動で起こる危険性あり	通常通り実施。	通常通り実施。	通常通り実施。

※温度基準（WBGT）は、「環境省 熱中症予防情報サイト」東京の数値とする。

午前活動・・・9：00の数値

午後活動・・・12：00の数値

就労継続支援 B 型

「ベロニカ苑Ⅱ」

基本方針

地の星理念に沿って、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生産等の活動の機会を提供する。また、就労に必要な能力や知識向上ができる支援を行う。

2025 年度重点目標

- (1) 個別支援計画に基づき、生活、作業、健康面の支援を行う
- (2) 各関係機関（家族、支援センター、支援学校、企業等）との連携
- (3) 感染症対策の継続
- (4) 2026 年度を見据えた作業区別を行う（タピオラ：菓子製造、ベロニカ苑Ⅱ：室内作業）
- (5) 作業時間を明確化し工賃支給の公平さを保つ（時給制の導入）

1、生産活動

(1) 菓子製造

タピオラ厨房を菓子製造の厨房とし、製造した菓子は委託や外部販売、ギフト中心で販売する。
利用者にできる製造工程を提供し菓子製造に関わる範囲を増やす。
原材料費は 30～35%を目安に新商品等の製造を行う。
包装資材なども見直し、少しでも原価を下げるよう努める。

(2) 店舗

週 2 日開店（火・金曜日）フードロスが無いよう、パンは事前注文分を販売する。
開店記念セールは 5 月に開催する。データを取り今後の目標を数値化する。
店舗の看板、店舗内を見直しお客様の増加を目指す。
お客様の接客は利用者と一緒にいき、販売員としての自覚を促す。

(3) 販売活動

定期販売の教会、市役所、清風園を継続し、地域のイベントに積極的に参加する。
年賀ハガキ、切手、町田市指定ゴミ袋、粗大ごみ処理券の販売。
売上が見込める季節のギフト商品（サマー ウィンターギフト）は力を入れ宣伝する。
物価を状況に応じて価格を改定する。

(4) 請負作業

エコロジーモール（DVD 梱包作業）、青雲商事（封筒袋詰め等）の請負作業を行う。工賃と生産活動のバランスを考え適切な量の作業を提供する。

(5) 機織り・創作活動

簡易的な機織り機でコースターなどを作成し、室内作業の一環として取り組む。
できた製品は店舗や外販時に販売を行う。

2、日常生活

(1) 活動

- ① 本人に合わせた、出勤日数、時間、作業を提供する。
- ② 施設外活動（行事や研修など）は希望制とし、選択ができるようにする。
- ③ 利用者の会を通して、行事の相談や新商品のアイデア、研修や地域との交流等の様々なテーマを話し合い、主体的に利用者が運営に参加できるよう支援する。

(2) 個別支援計画

自立した日常生活を送ることができるよう、丁寧に面談し希望を聴き取り、個別支援計画を作成する。また、6ヶ月毎にモニタリングを行っていく。

(3) 日課や作業能力向上への支援

朝の出勤から作業活動の準備（着替えや手洗い等）、作業終了後の連絡帳記載、掃除等を身に付けていく。販売活動に必要なスキル獲得の為の支援を行う。

(4) 健康維持

健康に暮らすことができるよう年1回の健康診断や、細菌検査、歯科衛生士による歯磨き指導を行う。また、必要に応じて看護師の巡回も実施する。感染症対策として換気、水分補給を促していく。体力増進のため朝ミーティングの後、ラジオ体操を行う。

(5) 相談支援

定期的及び随時相談ができるよう担当制にして支援する。

(6) 定着支援(アフターケア)

一般就職後、職場定着のため会社訪問、関係機関や本人と話す機会を設け必要な相談や支援を行う。(6か月以降も継続する)

(7) 清掃活動

本部の自動販売機、その付近も含めて毎週金曜日に清掃を行う。

3、防災訓練

毎月、防災訓練を行い非常時に備える。防災意識を育てるため、避難場所や方法を確認していく。また、防災マニュアルに従い、防災用品を整備する。

4、苦情解決

利用者・家族からの苦情は、法人の苦情対応規程に沿って受け付け解決していく。

第三者委員との面談も必要に応じて設定する。

5、実習・ボランティアの受け入れ

特別支援学校や障害者支援センターと協力し、出来る限り受け入れを行う。

6、研修

利用者は、仕事に向き合う姿勢や社会人としてのマナーを学習するため、施設外研修を行う。工場見学や他の B 型事業所見学などを通して、働くことの意識を養う場を設ける。

また、外出や外食の機会を設け、施設外での集団行動等が学べるようにする。

スタッフは、専門職としての支援技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、リスクマネジメントに関する研修を行う。施設内外の研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組む

共同生活援助

「ひかり」

基本方針

利用者が地域で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて支援する。

共同生活住居において入浴、排泄又は食事等の支援、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、安らぎの場所となるよう努力する。

防災に関しては消防計画、防災マニュアルに基づき行っていく、定期的に避難訓練を実施、利用者、スタッフ共に緊急時に適切な避難を行えるよう訓練を重ねる。

また、感染症対策や季節に応じ快適な生活が送れるよう環境を整える。

ユニット 1 ひかり *4名の女性入居者が生活(定員4名)

20代～70代と幅広い年代の方が入居、それぞれのニーズに合わせた支援を行う。管理栄養士の献立によるバランスのとれた食事や健康チェックを欠かさず、ゆったりと過ごせる日常生活を提供する。高齢化に伴う食事や健康の変化については管理栄養士、看護師に相談していく。

地域の一員として、無理のない範囲で掃除当番やイベントなどに参加し、生きがいのある社会生活が送れるよう支援する。年末年始などは豊かな気持ちで過ごすことができるよう配慮する。

希望者には訪問看護の利用、また高齢に伴う生活の変化に対応できるようケアマネジャーと連携する。

ユニット 2 ひかり神社前(通称神社前) *男性6名、女性4名、計10名の入居者が生活(定員10名)

入居者は個々の特性や家庭等の環境も大きく違うため、その状況に合わせた支援を行い、第2の家庭として、安心してくつろぐ事ができる生活空間を提供する。管理栄養士の献立による食事を朝夕提供し、休日の昼食は買い弁当など選択自由とする。

皆さんが一番大切に思っている家族、後見人等と連携し、それぞれの状況に応じて帰省や面会を行う。また、一人の社会人として休日が充実したものとなるよう支援する。家族、後見人等には毎月生活状況を報告し、意見を伺うようにする。希望のある方には訪問診療を契約してもらい、月2回の訪問診療を受診する。

ユニット 3 つばさ *4名の男性入居者が生活(定員4名)

入居者(20代～50代)の年齢層は幅広く、若く行動的な方や身体的に不自由な方が生活。それぞれの楽しみや趣味等を大切に、安全で落ち着いた生活が送れる支援を行う。朝夕は管理栄養士の献立による食事を提供します。

休日はヘルパー外出や帰省等を個々が楽しめ、また、ゆっくり過ごすことができるよう配慮する。

地域の一員として相互に協力し合える関係性を目指し、月2回は訪問診療により病気の予防、早期治療に努める。

利用者の会

利用者の意見・希望・要望を傾聴する場として、またそれぞれの利用者の自己主張する力を高めるため毎月開催し、利用者が主体となって話し合えるよう支援する。

防災マニュアル及び消防計画

各ユニットの特徴に合わせた防災マニュアル、消防計画を作成している。

防災訓練は各ユニットで毎月行い、意識を高め非常時に備える。また、年1回はBCP（自然災害発生時における業務継続計画）に沿って合同で行う防災訓練を計画する。

地域の防災訓練等に積極的に参加し、非常時は地域からの応援もいただけるよう働きかける。防災用品の維持管理も行う。

苦情受付

よりよいサービスを目指し、利用者や家族からの要望・苦情を受け、法人の「福祉サービスに関する苦情解決制度」を利用しやすいように支援する。

年間の行事

利用者の社会参加を促し、仲間やスタッフとの触れ合いを深めるための行事（誕生会、GH 全体交流会、グループ外出 他）を行う。

環境対策

電気・水道などの無駄遣いを減らし、ユニット内の清掃に利用者も関わり自分たちが住みやすくするように環境美化への意識を高める。

また、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザやノロウイルス等への対策も実施する。

有事にはBCP（感染症発生時における業務継続計画）に沿って対応する。

スタッフ会議

情報共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図り、よりよい支援が提供できるよう、定期的に会議を開催する。（月各1回：グループホーム責任者会議、グループホーム会議）

また、各ホームの状況を話し合う為に、ユニットごとの会議を年に数回行う。

スタッフ研修

スタッフ個々の専門職としての知識や技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、利用者の重度化・高齢化に対応する研修を行う。

施設内や外部で行う研修に積極的に参加し、またサポーターズカレッジ（インターネットの動画研修）を利用した研修講座も活用、自ら必要な知識の習得に取り組む。

その他

日中活動(施設、会社)との連携を強化し、利用者にとって過ごしやすい環境作りを目指す。

「町田市知的障がい者グループホーム等連絡会」に参加し、地域のグループホームとの情報交換を行う。

特定相談支援事業

「地の星なんでも相談室」

1. 事業の目的

社会福祉法人地の星が開設する特定相談支援事業地の星なんでも相談室(以下事業所という)が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害者に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

2. 基本方針

利用者の意思を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係市区町村、保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3. 事業所の所在地

東京都町田市西成瀬三丁目 6 番 14 号

4. 職員体制

管理者(常勤兼務) 1 名

相談支援専門員(常勤兼務) 1 名

5. 営業日及び営業時間、サービスの提供

(1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び 12 月 27 日から 1 月 4 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 10 時から午後 3 時までとする。

(3) サービス提供時間 上記営業時間の内、4 時間とする。

6. 事業内容

(1) 基本相談(地域貢献事業)

障害のある方からの相談に応じ、必要な支援を提供する。

(2) 計画相談

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の計画相談支援を行う。モニタリングは居宅等に訪問、もしくは、疫病等の諸般の事情を考慮し、電話などの通信手段の利用により実施する。

7. 計画相談新規契約予定数 1 名／月

地の星に在籍している利用者のうち、計画相談事業所が確定していない方との契約を行っていく。

日程	2025 年 4 月	2025 年 5 月	2025 年 6 月
契約予定数	1 名	1 名	1 名

8. 計画相談継続支援予定数 8名／月平均

日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
継続支援 予定数	9名	10名	9名	10名	5名	5名	11名	8名	9名	9名	6名	5名

9. 主たる対象者

知的障害者(18歳未満の者を除く)

10. 通常の事業の実施地域

町田市南地域（鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂）

町田市町田地域（原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台1丁目、藤の台2丁目）

町田市鶴川地域（小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川、藤の台3丁目、金井ヶ丘）

11. 苦情解決

事業所は、提供した事業に関する利用者等及びその家族からの苦情には、地の星苦情対応規程に基づき、迅速かつ適切に対応する。

12. 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また地の星虐待防止マニュアルに基づき虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、町田市及び東京都へ報告する。定期開催の地の星虐待防止委員会に出席する。

13. 職員研修

スタッフ個々の専門職としての技能技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止に関する研修を行う。研修は、施設内や外部で行う研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組む。施設内外での研修会に参加する。

短期入所 「のぞみ」

グループホーム「ひかり神社前」に併設され、定員は男性1名、女性1名の計2名。
介護を受ける事が一時的に困難になった利用者の状況及び環境に応じて、食事、排泄、入浴など、その他必要な支援を行う。

*生活

グループホーム入居者の生活や生活空間を乱すことのないように、また地域住民との共生社会の形成を目指した支援を行っていく。

*利用申込み

- ・利用月の2ヶ月前からとし、以後空き状況に応じて受け付ける。
- ・緊急時の相談にも応じていく。

*女性利用率の向上に向けて

- ・女性利用者の利用率が低い状況であるため、関係機関と連携しながら新たな女性利用者の確保と拡大を目指します。
- ・空き状況を適時メールにて送信します。
- ・ホームページや広報などを利用して外部利用者の増加を目指します。

*感染症への対応

- ・感染症対策として、食事は居室で提供する。
- ・グループホーム内の消毒は1日1回以上実施する。
- ・契約者の家族が感染症で入院等をし、利用者の日常生活の支援が困難になった場合は、短期入所の受入れをする。

地域生活支援事業 「こだま」

活動時間外でケアが必要となった場合のタイムケア及び宿泊ケアに対応し、活動場所は地の星館内とする。

基本利用申込みは3日前までの申込みとしているが、状況により柔軟に対応する。

居宅介護 「たいむ」・地の星移動支援

1 居宅介護事業開設について

2022 年度から準備室を立ち上げたが、計画が延期になっていた。しかし、地の星の利用者、家族においてもニーズは年々増しており、対応できる環境を整備することが求められた。

2024 年度事業計画では「行動援護事業準備室」となっていたが、町田市の移動支援を行うためには居宅介護の指定を受ける必要があり、11 月から事業を開始できるよう専任スタッフを配置し、準備を進め、2024 年 11 月に居宅介護、12 月に移動支援の指定を受けた。

この事業により、通院や余暇活動等の外出が難しかった利用者の行動を援助し、社会生活の充実を図る。

2 2025 年度の展開について

①対象は知的障害者とする

②家族の高齢化等により、特に通院や余暇支援が困難になっている利用者を中心に、そのニーズを充足できるよう支援を展開する。

③利用者のニーズの把握や、支援を円滑に行うため、各相談支援機関との連携を強化する。

3 虐待防止

①地の星虐待防止マニュアル・指針に沿った支援を実施する。

②「虐待防止委員会」に代表者を委員とし選出し、他事業所と連携して虐待防止を図る。又、虐待防止委員会主催の虐待防止研修に参加し、研鑽に努める。

4 感染症対策

①感染症対策マニュアル・指針に沿った支援を実施する。

②「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」に代表者を委員として選出し、他事業所と連携して感染症対策を図る。又、感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会主催の感染症対策研修や訓練（各年 2 回）に参加し、研鑽に努める。